

受験上の注意事項

● 不正行為等の取り扱いについて

1. 次の行為は不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以降の受験（当年度の他日程の入試を含む）はできなくなります。また、当年度に受験した全ての教科・科目の成績を無効とし、既に合格を得ていた場合、合格取り消しとします。この場合の入学検定料の返還はいたしません。試験終了後に不正行為が発覚した場合であっても、同様に取り扱います。

なお、不正行為を行った場合、本学が必要と認める措置を講じたり、本学から警察への被害届の提出、および出身高等学校等への報告を行う可能性があります。

<試験全般>

- ① 出願書類等に故意に虚偽の内容を登録、記入（本人以外の写真を登録する又は本人以外の情報を登録する等。）をすること。
- ② 他人が受験者本人になりすまして受験すること。

<筆記試験>

- ① 解答用紙へ故意に虚偽の記入（本人以外の氏名・受験番号を記入した場合等）をすること。
- ② カンニング（試験の教科・科目に関するメモやコピー等を机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること等。）をすること。
- ③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ④ 試験時間中に、配付された問題冊子等を試験室から持ち出すこと。
- ⑤ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑥ 試験開始の合図がある前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑦ 試験時間中に、補助具 [定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等]、電子機器類 [携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等]、書籍類 [教科書、参考書、辞書等]、下敷き、耳せん等を使用すること。

※通信機器のある電子機器類 [携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末等] は、電源を切りかばん等にして受験してください。時計として使用することも禁止します。

※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（試験時間中、

病気・負傷や障がい等により補聴器等を使用したい場合は、事前に入試広報課までお問い合わせください。)

- ⑧ 試験終了の指示に従わず、鉛筆（筆記用具）を持っていたり解答を続けること。

<面接試験>

- ① 面接試験中に他者と連絡をとりあうこと。
- ② 面接試験の内容を録画または録音することや、その情報をインターネット上に掲載すること。
- ③ 自分の面接終了後に、その日に面接を受ける他の受験者に内容等を伝えること。
- ④ 受験者控室または面接室前で監督者等の指示に従わないこと。

- 2. 上記1以外にも、試験において次のことをすると不正行為となることがあります。
不正行為と認定された場合の取り扱いは、上記1と同様です。

<試験全般>

- ① 試験時間中に、携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音等）を長時間鳴らす等、試験の進行に影響を与えること。
- ② 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ③ 試験場において他の受験者の迷惑になるような行為をすること。
- ④ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ⑤ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

<筆記試験>

- ① 試験時間中に、補助具〔定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等〕、電子機器類〔携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等〕、書籍類〔教科書、参考書、辞書等〕、下敷き、耳せん等をかばん等にしまわず、身につけていたり手に持っていたりすること。

<面接試験>

- ① 受験者控室又は面接室前で無用な会話をすること。
- ② 受験者控室又は面接室前で待ち時間に携帯電話等の通信機器を使用すること。

● 試験当日の注意事項・所持品・服装について

【注意事項について】

- ・試験開始後から試験終了までは、退室できません。体調不良、トイレ等により、やむを得ず退室を希望する場合には、手を挙げて監督者に知らせ、その指示に従ってください。

【所持品について】

- ・筆記試験時間中、机の上に置くことができる物は、次のとおりです。なお、時計の貸出しは行いませんので注意してください。「使用を認めないもの」を使用したり試験時間中に机の上に置いていた場合の取り扱いについては「不正行為等の取り扱いについて」に記載のとおりです。
- ・試験の実施に影響を与えるおそれがある場合や不正行為が疑われる場合に、監督者等が所持品を確認することがあります。

<机の上に置くことができるもの>

- ・受験票（本学出願サイトから印刷したもの）、鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム、時計（時計以外の機能がついたものは認めません）、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可）、目薬、眼鏡、ティッシュペーパー（袋または箱から取り出したもの）
- ※上記以外の所持品を使用または置いている場合には、試験終了まで預かることがあります。

<使用を認めないもの>

- ・上記<机の上に置くことができるもの>以外の物
補助具 [定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等]、電子機器類 [携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等]、書籍類 [教科書、参考書、辞書等]、下敷き、耳せん

【服装等について】

- ・試験室内で、コート類、ひざ掛けを使用しても差し支えありません。英文字等がプリントされているものは使用しないでください。使用している場合には、使用を取りやめてもらうことがあります。
- ・マスクの着用は、個人の判断に委ねます。着用している場合は、試験時間中に本人確認のため、一時的にマスクを外すよう指示します。監督者の指示に従ってください。